

# 砂川市都市計画マスタープラン

## 都市計画審議会資料

## 都市計画マスタープランとは

- 都市計画法第18条の2に規定された**市町村の都市計画に関する基本**的方針。
- 市町村が自ら定め、住民の意見を反映し、**目指すべき将来の都市像を明確にする**ため、**都市整備の目標や地域別の整備方針等を総合的に示す**もの。
- 都市計画マスタープランにおいて基本方針を示すことにより、都市づくりの方向性についての合意形成が促進され、**具体の都市計画が円滑に決定される効果が期待**できる。

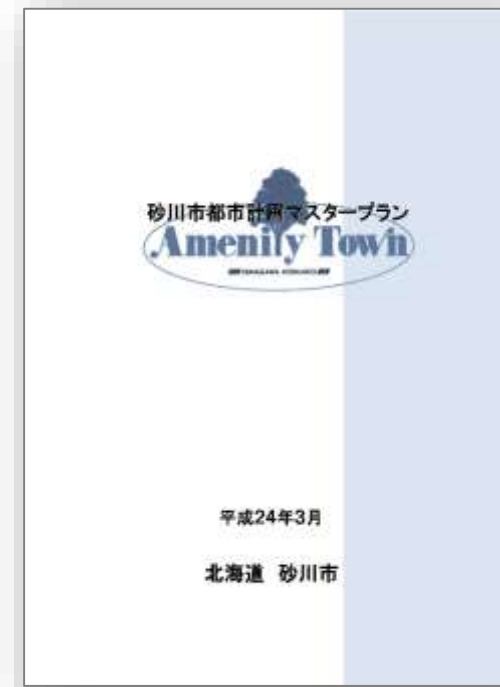
### 1-1-1 見直しの背景

- 現行計画の**計画期間が令和2（2020）年度まで**
- 上位計画である「**総合計画**」の策定
- 「砂川市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の策定



**都市計画マスタープラン  
の見直しが必要**

## ■前都市計画マスタープラン



## 1-1-2 計画の目的

本市をとりまく社会経済情勢は大きく変化し、人口減少・少子高齢化の進行やまちなかの衰退、空き家の増加、公共施設の老朽化、住民の価値観の多様化等の課題が顕著となっている。

見直しにあたっては、国や北海道が示す「低炭素型社会の実現」「コンパクトなまちづくりの方針」を推進するため、本市の現状・背景・課題を踏まえ、これからの都市づくりを市民と行政が一体となって進めていく基本的な方針として策定する。

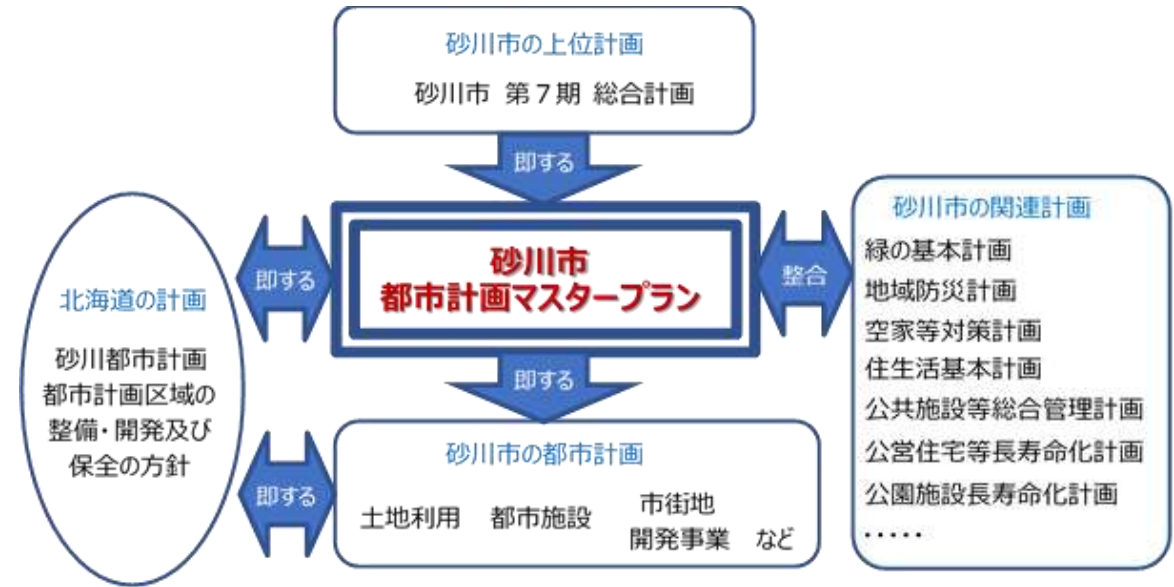
平成27年（2015年）の国連サミットで17の目標と細分化された169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（SDGs : Sustainable Development Goals）が採択され、令和12年（2030年）の期限に向けて、本市においても、SDGsの17の目標に関連づけるとともに、砂川市第7期総合計画に沿って施策を推進している。



SDGs 17のゴール ※外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ」仮訳	
1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
6	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10	各国内及び各国間の不平等を是正する
11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	持続可能な生産消費形態を確保する
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 1-1-3 都市計画マスタープランの位置づけ

- 都市計画マスタープランは、「砂川市第7期総合計画」及び「砂川都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」に即す。
- 都市計画マスタープランに基づき、土地利用、都市施設（道路、公園、下水道など）の整備、市街地開発事業、など個別の都市計画が進められる。



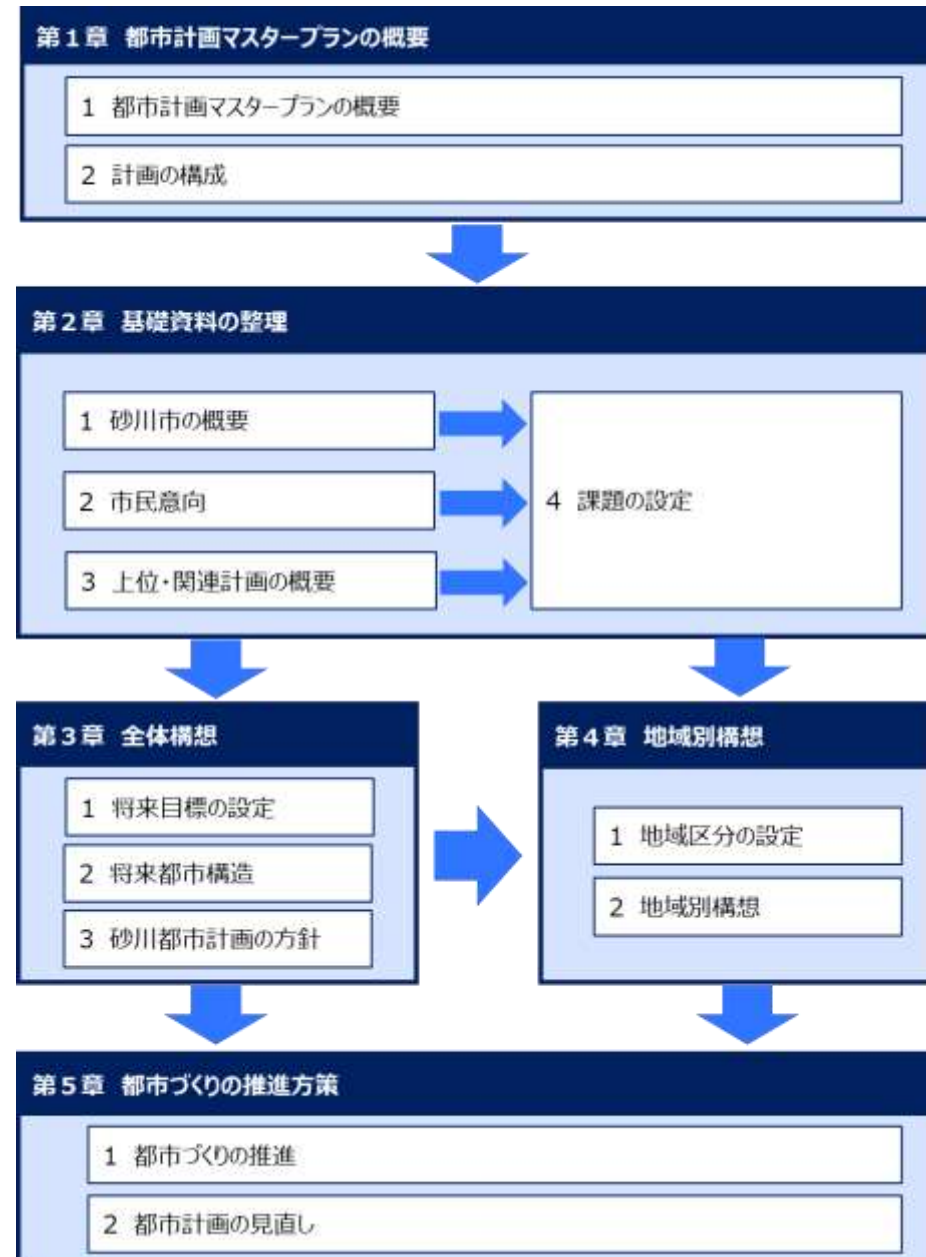
## 1-1-4 都市計画マスタープランの計画期間

- 都市計画マスタープランの期間は、**10年後の令和12（2030）年度まで**として設定する。

	平成23年度 2011年度	.....	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	.....	令和12年度 2030年度
砂川市 総合計画	第6期 総合計画				第7期 総合計画			
砂川都市計画 区域の整備、 開発及び 保全の方針	[Green arrow spanning from 2011 to 2030]							
砂川市 都市計画 マスタープラン	都市計画マスタープラン				都市計画マスタープラン			

## 1-2 計画の構成

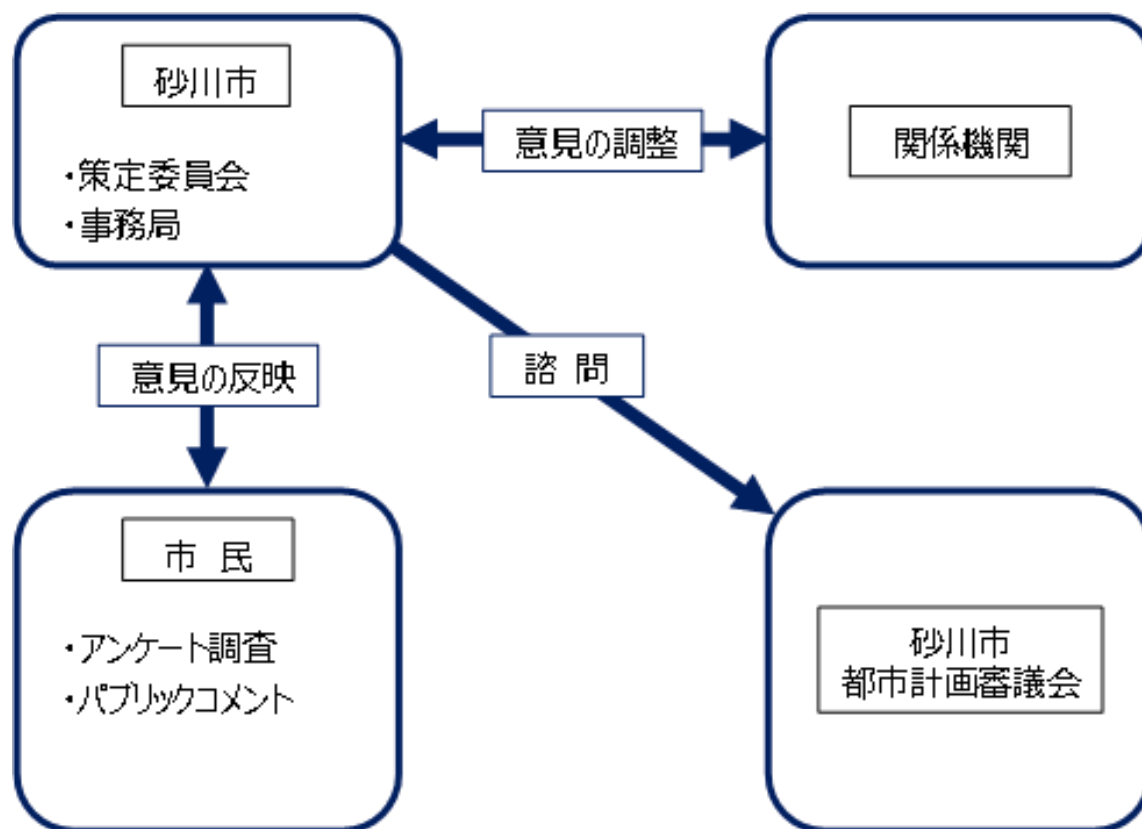
本計画における策定の流れと構成は、次のとおりとする。



## 1-3 計画の策定体制

本計画は、アンケート調査（砂川市第7期総合計画の際に実施した市民意識調査のほか本計画策定に関するアンケート調査）、パブリックコメントなど市民の意見と、関係機関との協議内容を踏まえ、見直し内容を検討する。

庁内で設置した策定委員会で見直し案について議論を重ね、砂川市都市計画審議会での審議を経て策定する。



## 第2章 基礎資料の整理

### 2-1 砂川市の概要

2-1-1 位置と地勢について

2-1-2 人口・世帯数について

2-1-3 産業について

2-1-4 地価について

2-1-5 災害について

2-1-6 公共施設について

2-1-7 都市計画について

2-1-8 土地利用について

2-1-9 生活利便施設について

### 2-2 市民意向

2-2-1 市民アンケート調査

### 2-3 上位・関連計画の概要

2-3-1 砂川市の計画

2-3-2 北海道の計画

2-3-3 国の計画

### 2-4 課題の設定



### 2-1-2 人口から導かれる課題

- ・人口減少に対応したまちづくりが求められる。
- ・就業人口が減少することで、産業の停滞が懸念される。

### 2-1-3 産業から導かれる課題

- ・第1次産業（農業）の活性化、農地の維持、後継者対策などが求められる。
- ・企業誘致を継続するなど、雇用・勤労環境の充実や工業の活性化が求められる。
- ・魅力ある商店街づくり、買い物の合間に利用できる場所や飲食業の充実など商業の活性化等の取り組みが求められる。
- ・観光客の増加につながる施策の取り組み・展開が期待される。

### 2-1-4 地価から導かれる課題

- ・魅力的な市街地整備、地域づくりが求められる。

### 2-1-5 災害から導かれる課題

- ・ハード・ソフトの両面に対応する強靱な都市づくりが求められる。

### 2-1-6 公共施設から導かれる課題

- ・公共施設の適正配置、維持管理を進めることが求められる。

### 2-1-7 都市計画から導かれる課題

- ・地域地区の見直しの検討、都市施設の整備方針について検討することが求められる。
- ・公園緑地、河川（河川改修など）の維持管理が求められる。

### 2-1-8 土地利用から導かれる課題

- ・低・未利用地の有効活用について、検討する必要性が求められる。
- ・今後増えることが想定される空き家・空き店舗対策の検討を行うことが求められる。
- ・生活利便施設、拠点施設の維持に向けた取り組みを検討する必要がある。



## 2-2-1 市民アンケート調査から導かれる課題

- ・市民の生活を支える生活利便施設の維持が求められる。
- ・計画的な道路環境の整備と維持保全が求められる。
- ・高齢になっても移動可能な仕組みづくりが求められる。
- ・市民の意向を踏まえて、市街地全般の土地利用を検討することが求められる。
- ・環境教育、農業体験のきっかけづくりや景観の維持管理・向上が求められる。

### 1. 砂川市の計画

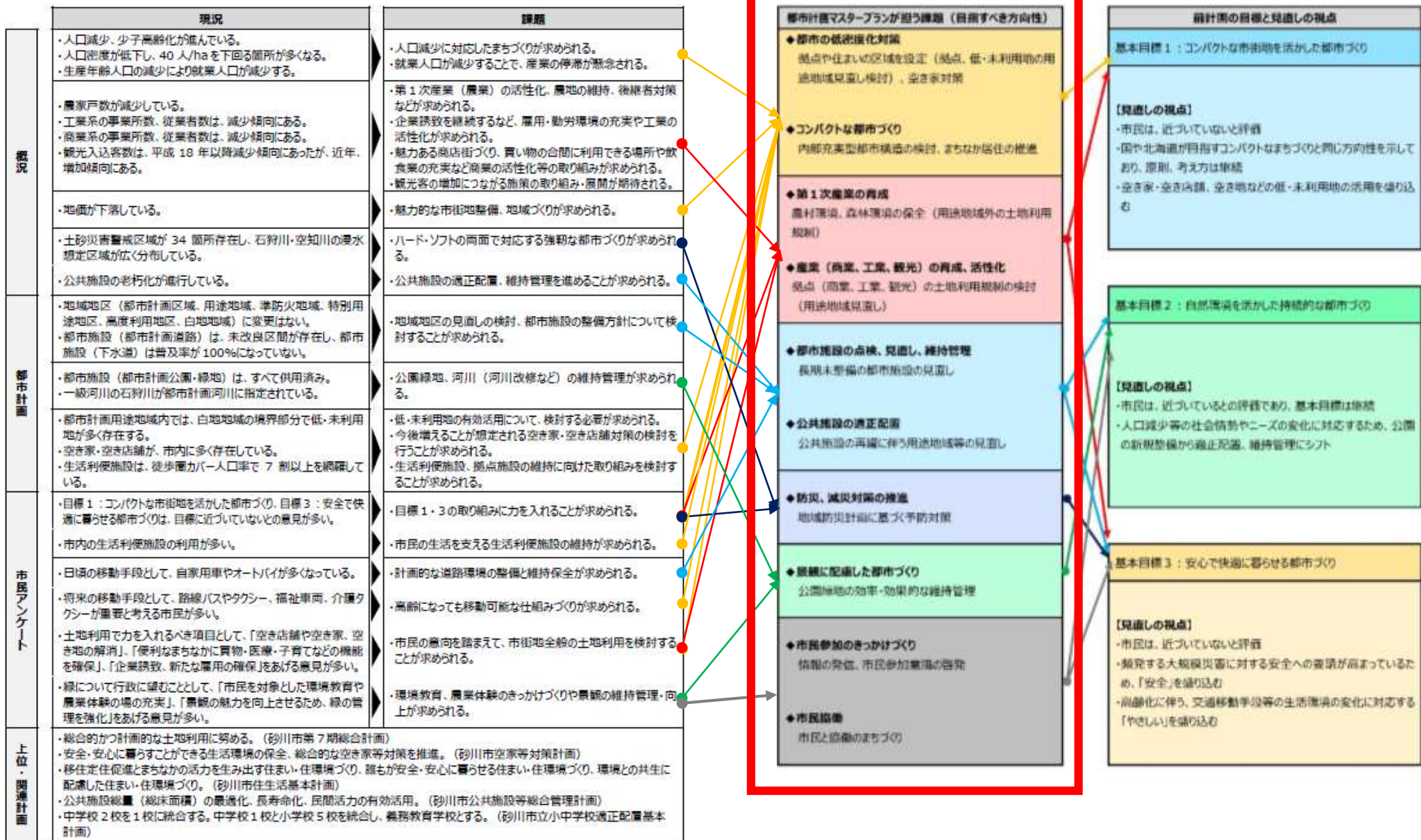
- (1) 砂川市第7期総合計画
- (2) 砂川市強靱化計画
- (3) 砂川市地域防災計画
- (4) 砂川市空家等対策計画
- (5) 砂川市住生活基本計画
- (6) 砂川市公共施設等総合管理計画
- (7) 砂川市公営住宅等長寿命化計画（案）※現在策定中
- (8) 砂川市公園施設長寿命化計画
- (9) 砂川駅前地区整備基本構想
- (10) 砂川市流域関連公共下水道事業計画
- (11) 砂川市立小中学校適正配置基本計画**

### 2. 北海道の計画

- (1) 北海道土地利用基本計画（第5次）
- (2) 砂川都市計画区域（砂川市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (3) コンパクトなまちづくりに向けた基本方針

### 3. 国の計画

北海道総合開発計画



## 3-1-1 将来都市像

砂川市都市計画マスタープランにおける将来都市像は、砂川市第7期総合計画の都市像を共有する。

## 3-1-2 都市計画の基本理念

『安全・安心なコンパクトで活力のある、市民が主役の持続可能な自然と調和した住みよいまち』

## 3-1-3 基本目標

### 基本目標1：コンパクトな市街地を活かした都市づくり

- 少子高齢化が進む中においても、市街地の低未利用地、空き家、空き店舗を有効活用し、歩いて暮らせる生活圏の形成としてのまちなか居住の推進を図ることにより、「コンパクトな市街地の形成」をめざします。

### 基本目標2：自然環境と調和した持続的な都市づくり

- 川と緑など豊かな自然環境を有する良好な居住環境を保全し、「都市と自然が調和した個性ある地域づくり」や、環境を重視した効率的で持続可能な都市の形成をめざします。
- ユニバーサルデザインの推進、美しい街並みづくりや公共施設等の維持・管理などについて、市民と行政が一体となって議論、連携する「市民参加型のまちづくり」をめざします。

### 基本目標3：安全・安心で快適に暮らせる都市づくり

- 地域を支える農業・商工業などの産業の振興を図るとともに、道路をはじめとする都市基盤の維持管理や公共交通機関の維持を行うことで、活力にあふれ賑わいのある都市をめざします。
- 大規模災害が頻発しており、土地の安全性に対する要請が高まっていることから、市民の安全で安心な生活環境を守る土地利用をめざします。
- 少子高齢化が進むことで、将来の生活環境が大きく変化していくと予想されますが、市民と行政が互いに情報を共有し、信頼関係を築きながら地域コミュニティを育み、だれもが安心して住み続けることができるような、「やさしいまち」をめざします。



## 3-2-1 土地利用ゾーニング



### (3) 親水空間ゾーン（石狩川・空知川、砂川オアシスパーク）

市街地西部に位置する石狩川の河川敷地を中心とした一帯は石狩川水系砂川緑地として豊かな水環境を利用した広域レクリエーションの場となっている。砂川緑地内の砂川オアシスパーク（砂川遊水地）では、よりアウトドアスポーツ等のアクティビティが楽しめる空間整備に向けた取り組みが進められている。

### (1) 市街地ゾーン（都市地域）

都市計画区域内ですでに都市的利用が図られている箇所や都市的土地利用が望ましい地域

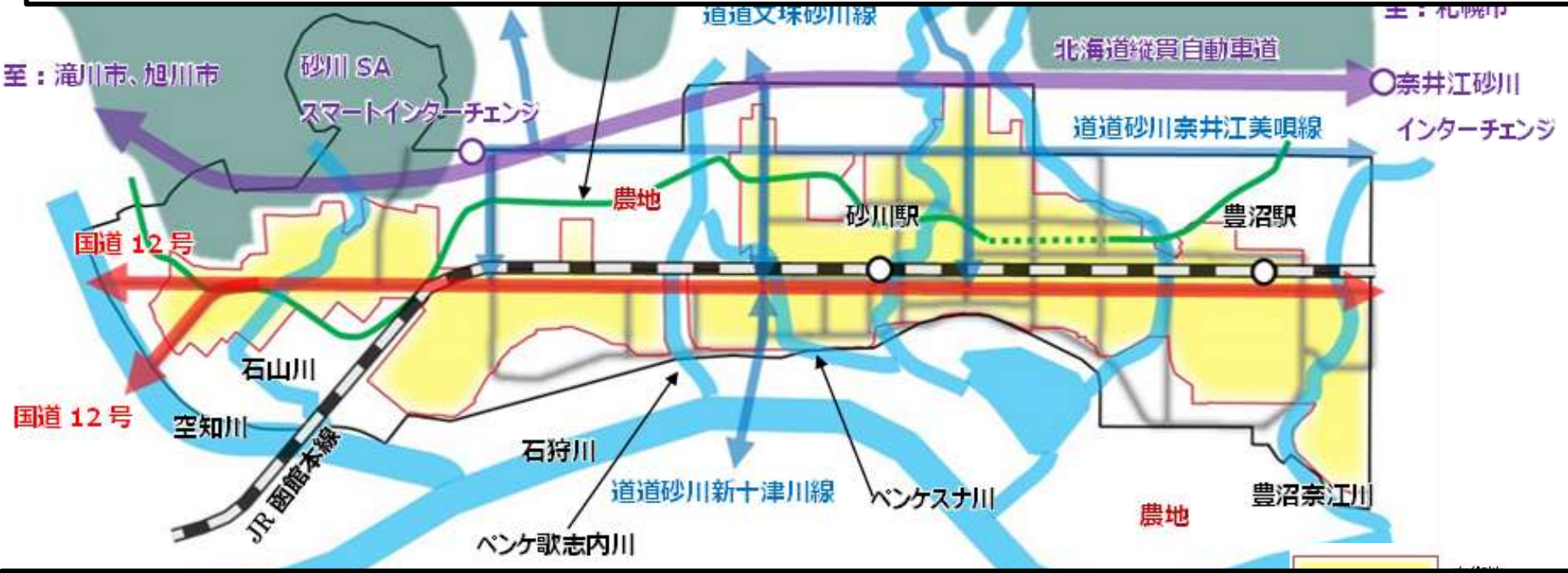


### (2) 自然環境保全ゾーン（農業地域、森林地域）

市街地ゾーンの東側に取り巻くように位置する農業地域は優良農地の保全をはかり、遊休農地や休耕田などは適切な管理や指導をおこなう地域とします。また、東部の緩やかな丘陵地帯に広がる森林地域は、水源のかん養、災害防止、木材の生産、また地球温暖化対策となる二酸化炭素吸収源でもあり、緑の保全と創出をめざした自然環境保全ゾーンに位置づけ、その環境整備に努める。

### 3-2-2 都市の軸

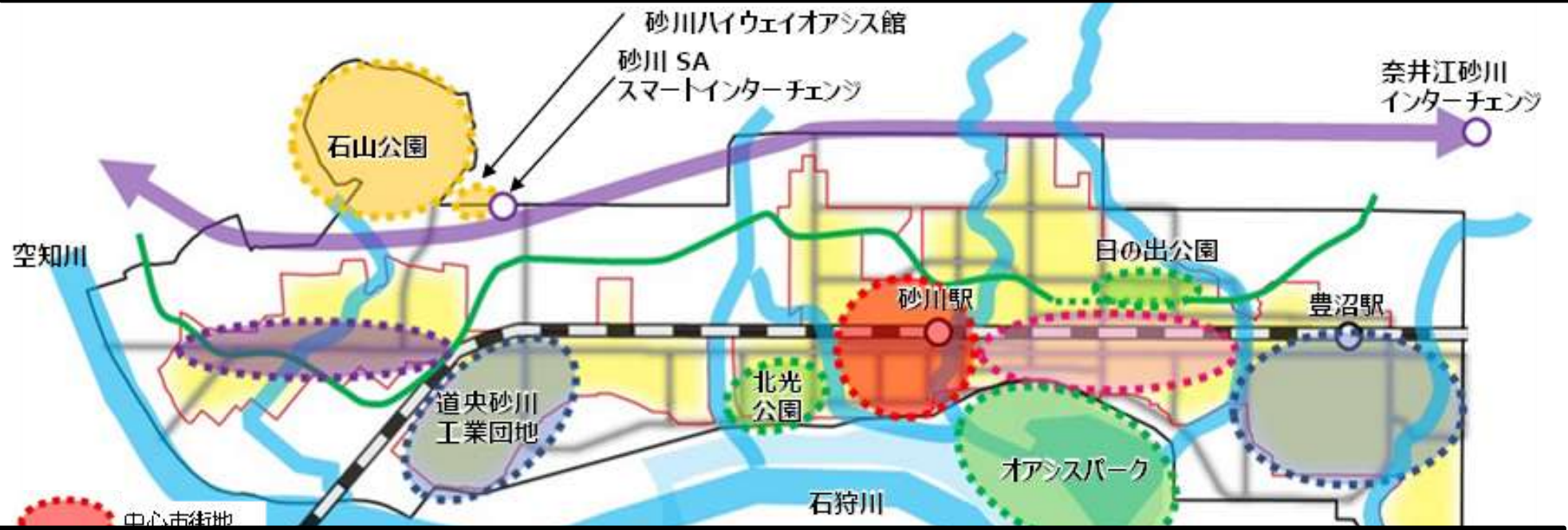
**(2) 広域交通ネットワーク軸**  
 広域交通ネットワーク軸として、**鉄道**（JR函館本線）、**高規格幹線道路**（北海道縦貫自動車道）、**主要幹線道路**（国道12号）、**幹線道路**（主要道道、一般道道）。



**(1) 自然骨格軸**  
 自然骨格軸は、**河川**（石狩川、空知川、パンケ歌志内川、パンケ歌志内川、石山川、奈江豊平川、豊沼奈江川、パンケスナ川など）、**北海幹線用水路**（北海灌漑溝）、**農地、森林、丘陵地**。

3-2-3 都市の拠点

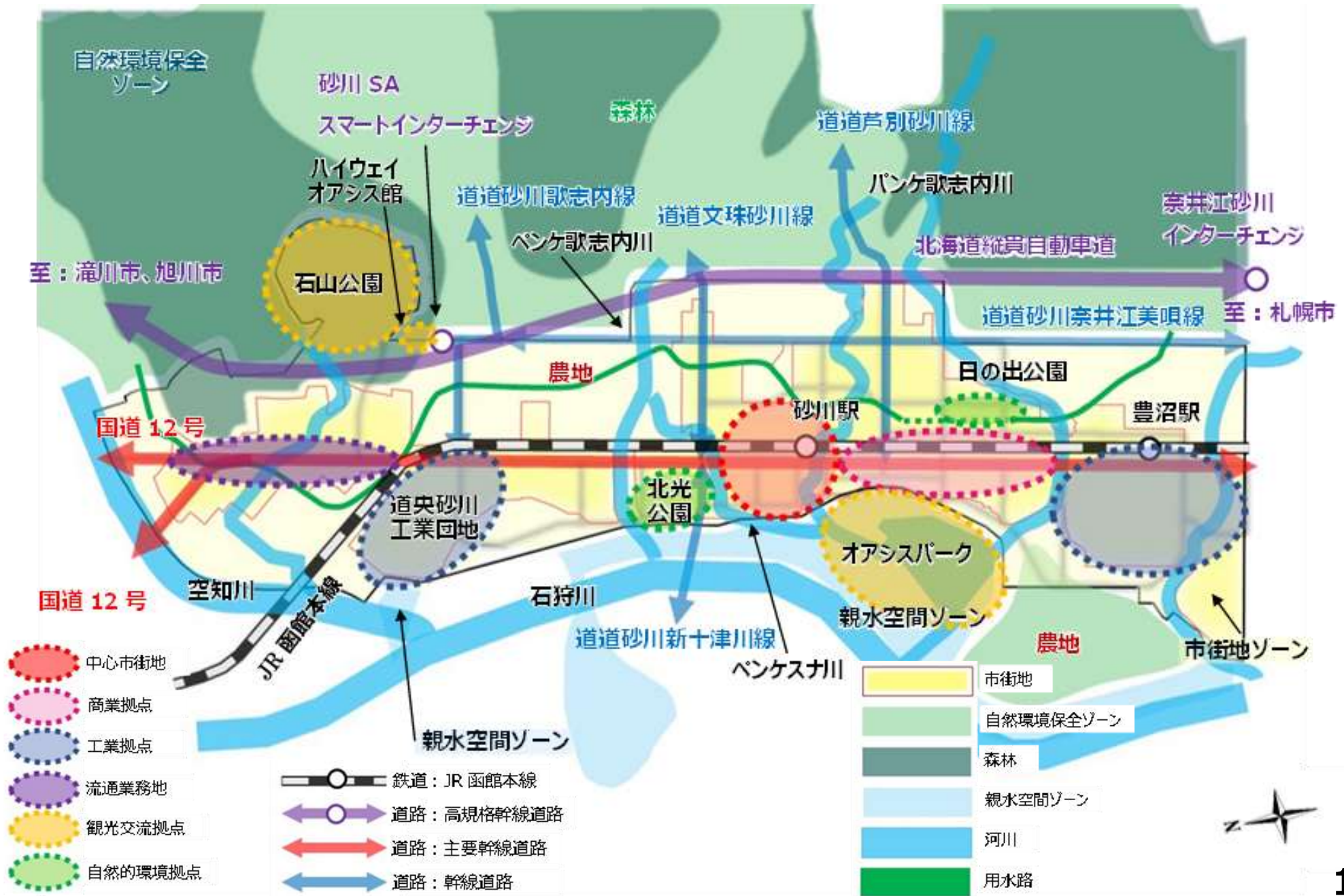
**(1) 都市活動の拠点**  
①中心市街地、②商業拠点



**(2) 産業の拠点**  
①工業拠点（工業団地、工業専用地域）、②流通業務地、  
③観光交流拠点（砂川ハイウェイオアシス館・北海道子どもの国など）

**(3) 自然的環境の拠点**





## 3-3-1 将来人口

砂川市第7期総合計画では国立社会保障・人口問題研究所の推計を準拠し、合計特殊出生率の上昇や社会減の抑制に取り組むことを考慮し、独自の推計を実施。

都市計画マスタープランの計画対象区域内の将来人口は、砂川市第7期総合計画の将来人口とあわせ、**令和12年15,000人と設定**、これを基本に都市計画人口、用途地域人口を設定。

都市計画区域、用途地域の人口は、国勢調査人口を基本に総人口に占める割合（集中率）の経年変化から設定。

		平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和12年 2030年	【参考】 令和22年 2040年
都市計画 区域	人口	19,363	18,328	17,168		14,650	13,250
	割合	96.5%	96.2%	97.0%		97.7%	98.1%
用途地域	人口	18,341	17,551	16,477		14,350	13,150
	割合	91.4%	92.1%	93.1%		95.7%	97.4%
都市計画 区域外	人口	705	728	526		350	250
	割合	3.5%	3.8%	3.0%		2.3%	1.9%
合計		20,068	19,056	17,694	16,486	15,000	13,500

	令和12年 2030年	令和22年 2040年
国立社会保障・人口問題研究所の推計値（2018（平成30）年推計）	13,176	10,310
砂川市第7期総合計画独自推計人口	14,904	13,242
砂川市第7期総合計画目標人口	15,000	-



## 3-3-2 土地利用の方針

砂川市第7期総合計画で示す土地利用の考え方と整合性を図り、総合的かつ計画的な土地利用を検討。

都市地域においては、人口減少や少子高齢化といった社会情勢の変化に対応、市街地の無秩序な拡大を抑制、市街地における都市機能の集積、未利用地などの有効活用、コンパクトな内部充実型のまちづくりを検討。

### （1）都市計画区域等の設定

都市計画区域の拡大は想定しないことを基本とする。

### （2）将来市街地の設定

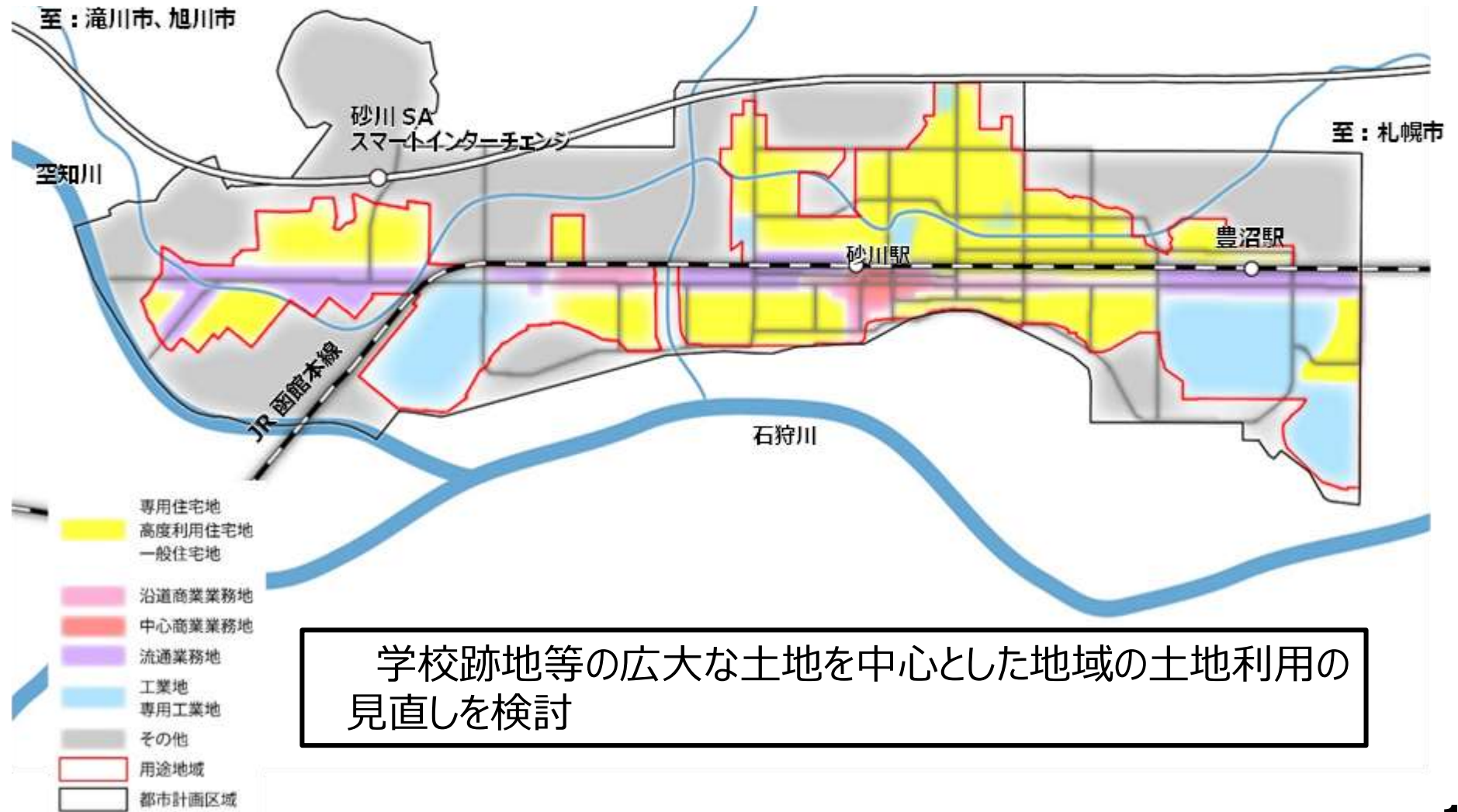
将来市街地（用途地域）は、原則として現在の用途地域の規模（面積1,159.4ha）を維持。

用途地域の境界部、災害の恐れが高い箇所等については、土地利用の動向や社会情勢の変化に応じて、部分的に用途地域の拡大、縮小を検討。



### （3）市街地ゾーンの土地利用区分

用途地域、特定用途制限地域、特別用途地区、地区計画などの指定により、土地利用の計画的な誘導を図る。



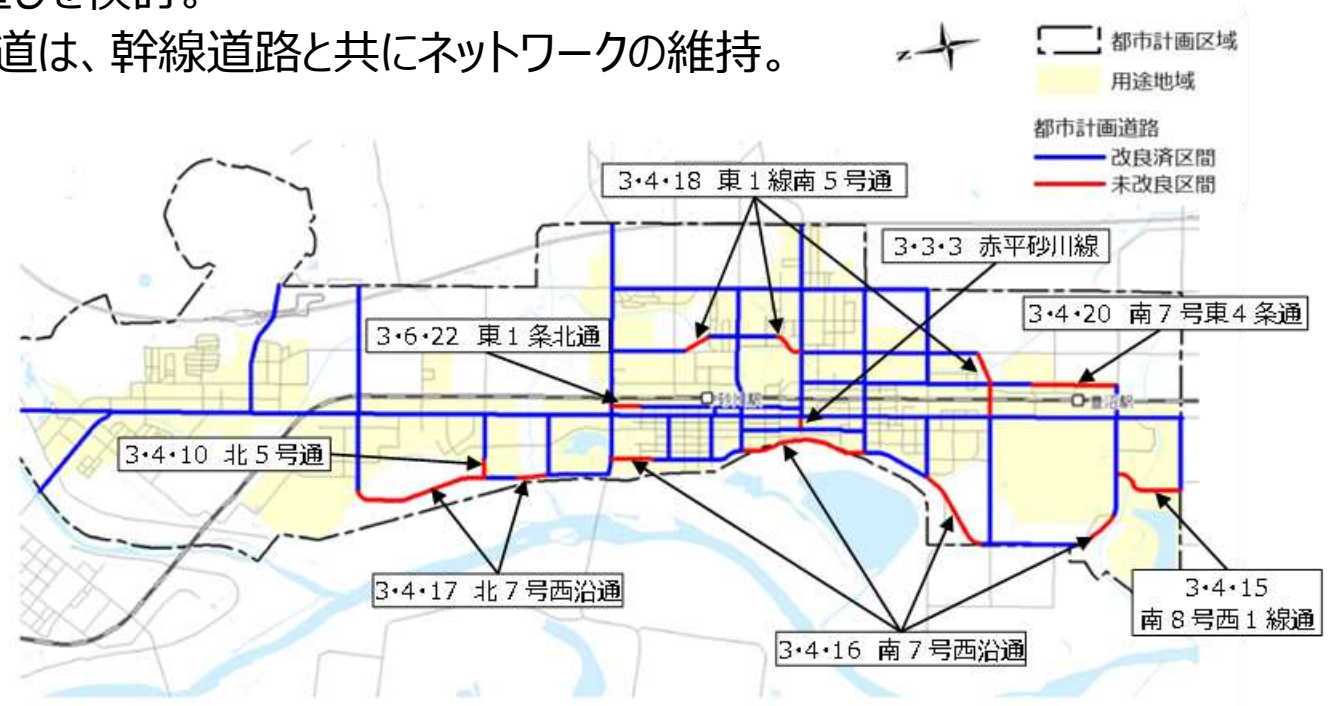
## 3-3-3 交通施設の整備方針

### （1）広域交通網の整備方針

広域的な交通や物流の増加に対応するため、国道12号を中心とした国道と道道による道路網の良好な交通環境の整備を推進。

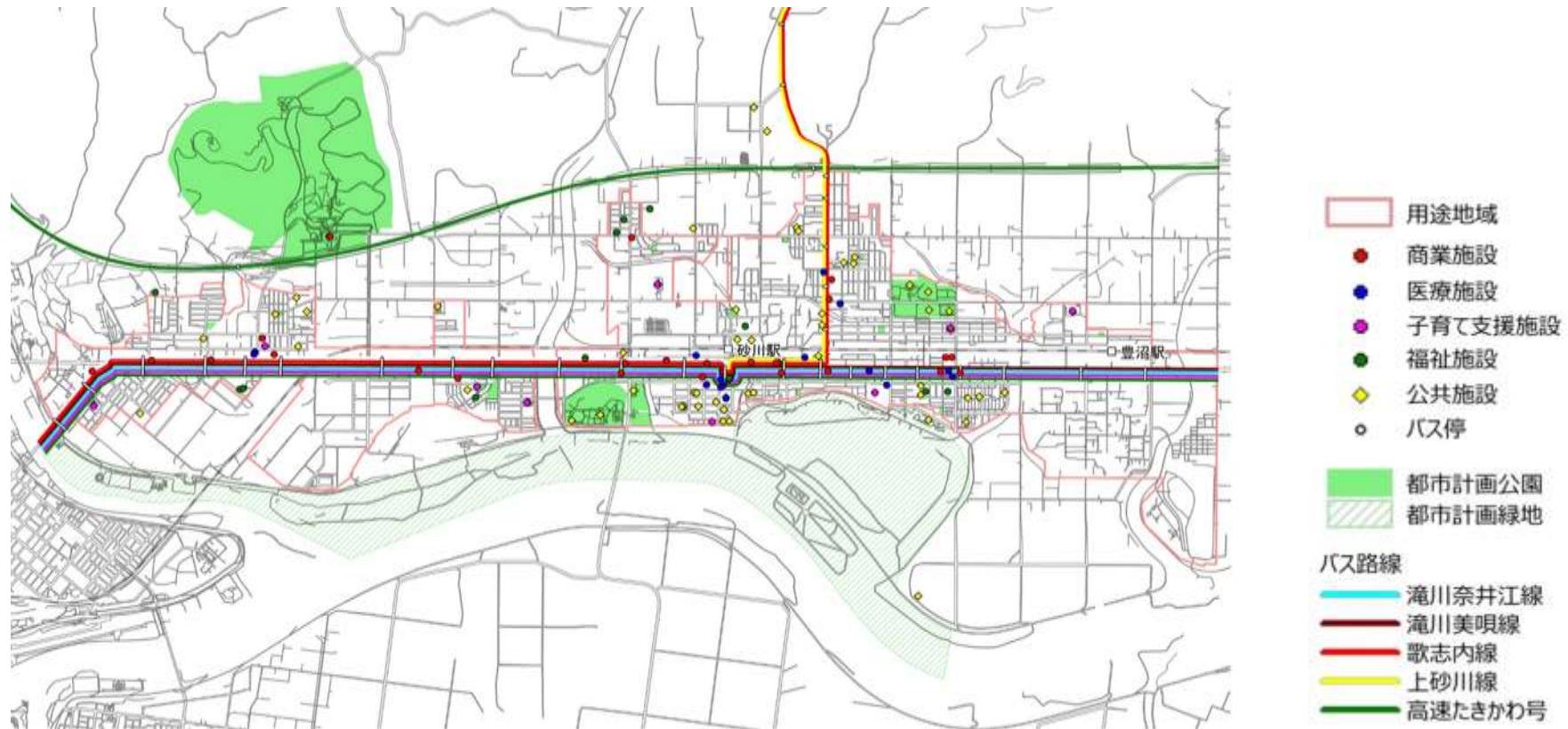
### （2）市街地内交通網の整備方針

- ・整備済の路線は幹線道路として維持。
- ・整備が長期未着手の都市計画道路は、道路交通量の予測や土地利用の動向を踏まえ、都市計画の見直しを検討。
- ・その他の市道は、幹線道路と共にネットワークの維持。



## （3）人にやさしい交通環境づくりの方針

- ・交通弱者に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した道路づくりを進める。
- ・公共交通の利用促進のため、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・まちなかの賑わいを推進するため、中心市街地での回遊性・利便性等を高める歩道の再整備に取り組む。
- ・「砂川市予約型乗合タクシー」の維持確保、利用促進に向けた利便性の向上と情報発信に努める。



## 3-3-4 公園・緑地、都市景観施設の整備方針

### （1）公園・緑地に関する基本方針

- ・緑地の形態に応じて、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。
- ・市民一人あたりの公園・緑地量は約226.79㎡（令和2年末の都市計画区域内）となっており、他市町と比べ量が多いものの今後の人口減少を見据え人口動態や誘致距離等を勘案して街区公園の配置（集約・再編）を検討する。
- ・都市公園は、長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

### （2）都市緑化・都市景観形成の方針

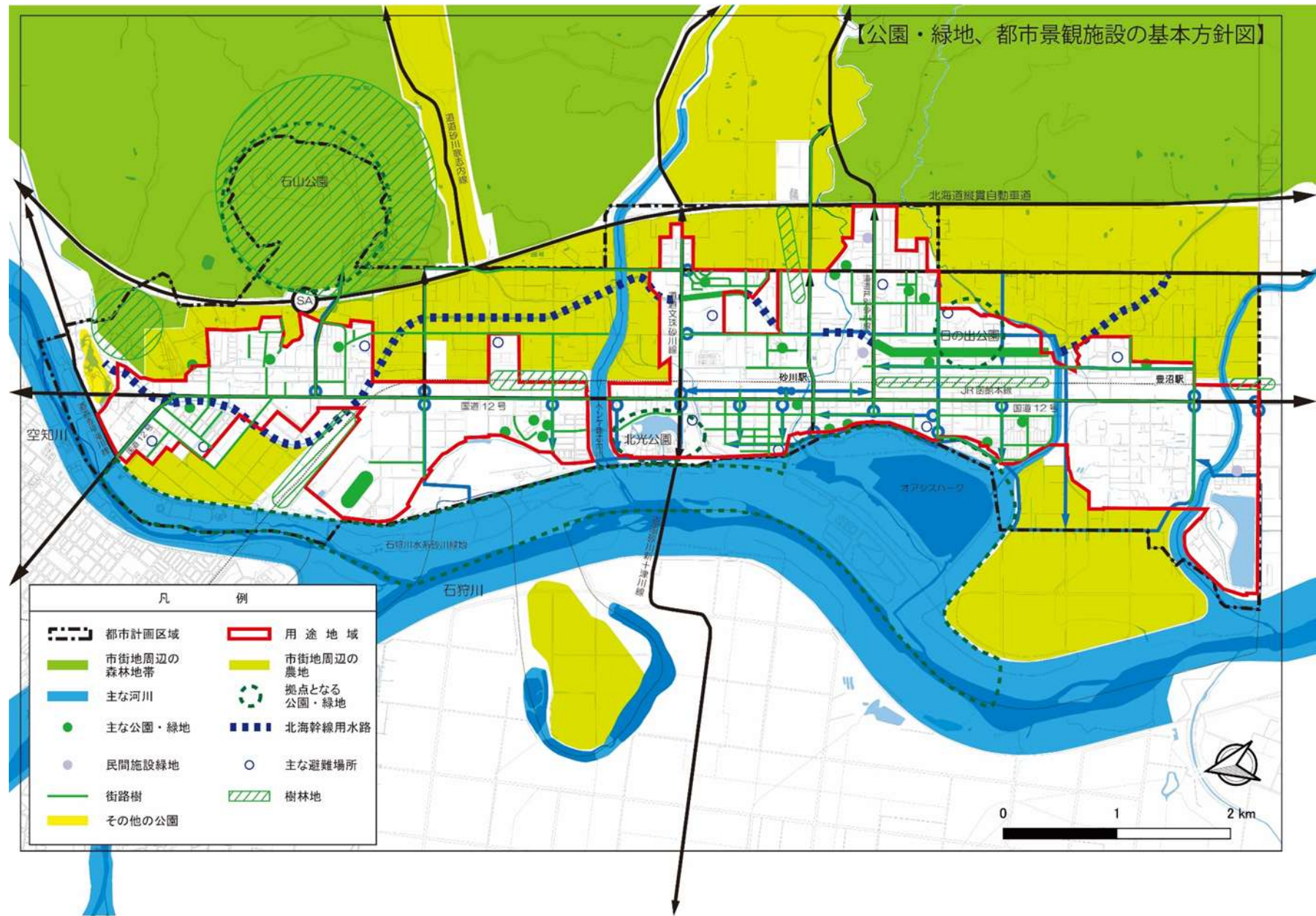
#### ①都市緑化の推進方針

都市にうるおいとやすらぎをあたえる空間としての緑地や緑化施設の機能維持のため、樹木の成長に対応した管理を実施。「砂川市花いっぱい運動」などの市民活動を推進。

#### ②都市景観の形成方針

「砂川らしいまちづくり」を進めるため、「北海道景観計画」の方針に即しつつ、市街地の背景となる自然環境の保全、水辺景観の保全、街並み景観の創出を進める。





## 3-3-5 河川の整備方針

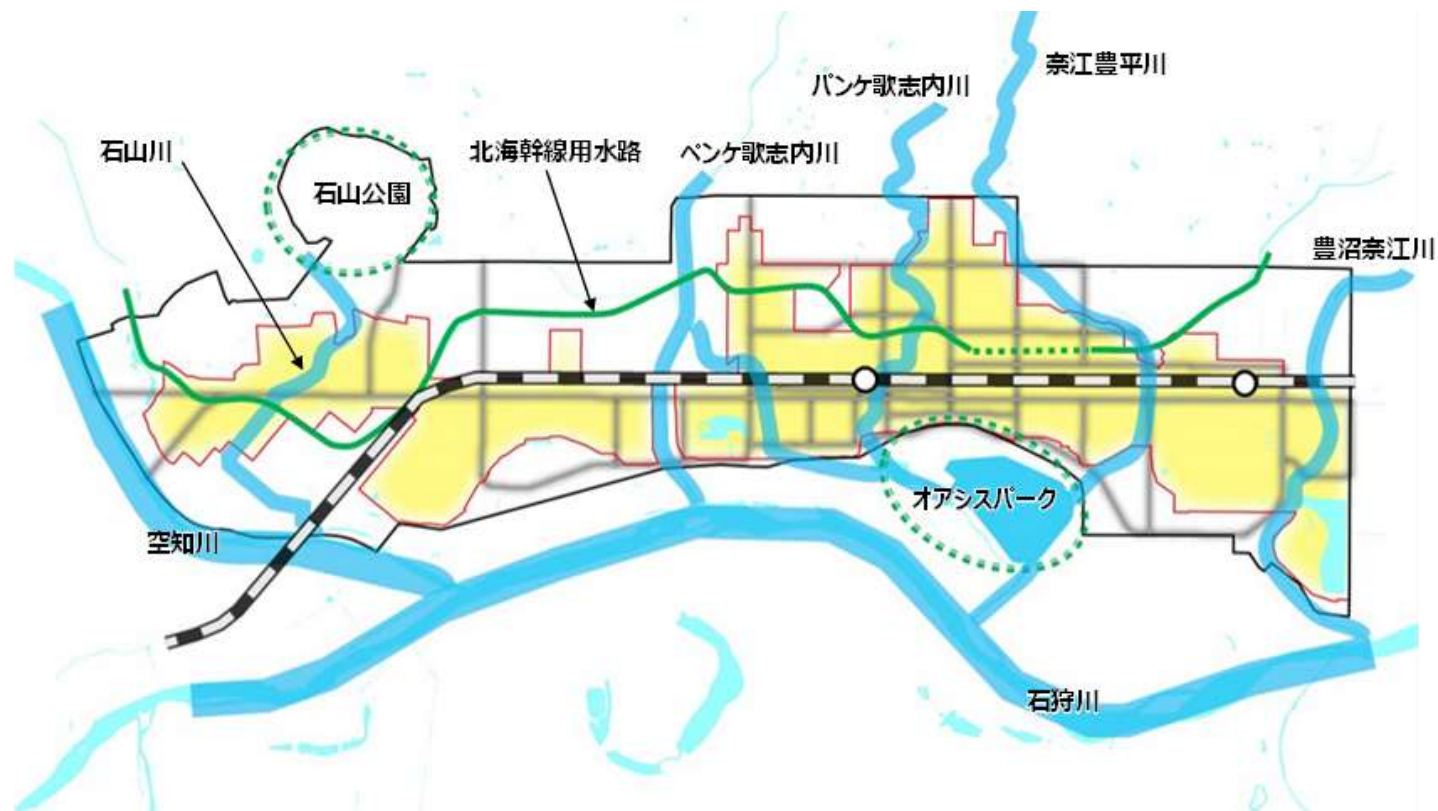
### （1）石狩川・空知川・パンケ歌志内川・パンケ歌志内川・石山川

流域治水の観点から、河川管理者である国や北海道と調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や総合的な治水対策等に努める。

また、これらの上流域の普通河川についても、必要に応じて総合的な治水対策等に努める。

### （2）砂川オアシスパーク（砂川遊水地）

「砂川地区かわまちづくり」計画の登録を受け、アウトドアスポーツ等のアクティビティが楽しめる空間として親水護岸や管理用通路等の整備を行うとともに、民間事業者等による営業活動を可能とし、砂川のスイーツや観光情報の発信拠点の整備。



## 3-3-6 住環境の整備方針

### （1）住宅・宅地の方針

世帯規模や住まい方に応じた、誰もが安全に安心して暮らせる住生活の実現に向けて「砂川市住生活基本計画」、「砂川市耐震改修促進計画」、「砂川市空家等対策計画」などの計画や施策の推進。

### （2）公営住宅の整備方針

「砂川市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅等のストック形成を図り、快適な居住環境の向上。

### （3）上水道の方針

「中空知広域水道企業団水道事業ビジョン」に基づき、安定して安全で安心な水道水の供給。  
人口減少を考慮した効率的な施設配置。

### （4）下水道の方針

「砂川市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的かつ効率的に事業を実施。  
持続可能な事業運営や良質な下水道サービスを継続、普及率の向上。

### （5）広域的なゴミ処理体制

「砂川市一般廃棄物処理基本計画」、「中・北空知廃棄物処理広域連合広域計画」及び「北海道循環型社会形成推進基本計画」による適正処理。

## 3-3-7 その他都市施設等の整備方針

### （1）公共施設等の方針

「砂川市公共施設等総合管理計画」による方針に基づき、管理を行う。  
公共施設等の整備に際しては、再エネ設備の導入などを検討し、脱炭素実現に向けた取り組みを進める。



## 3-3-8 都市防災の方針

### (1) 災害予防対策の推進方針

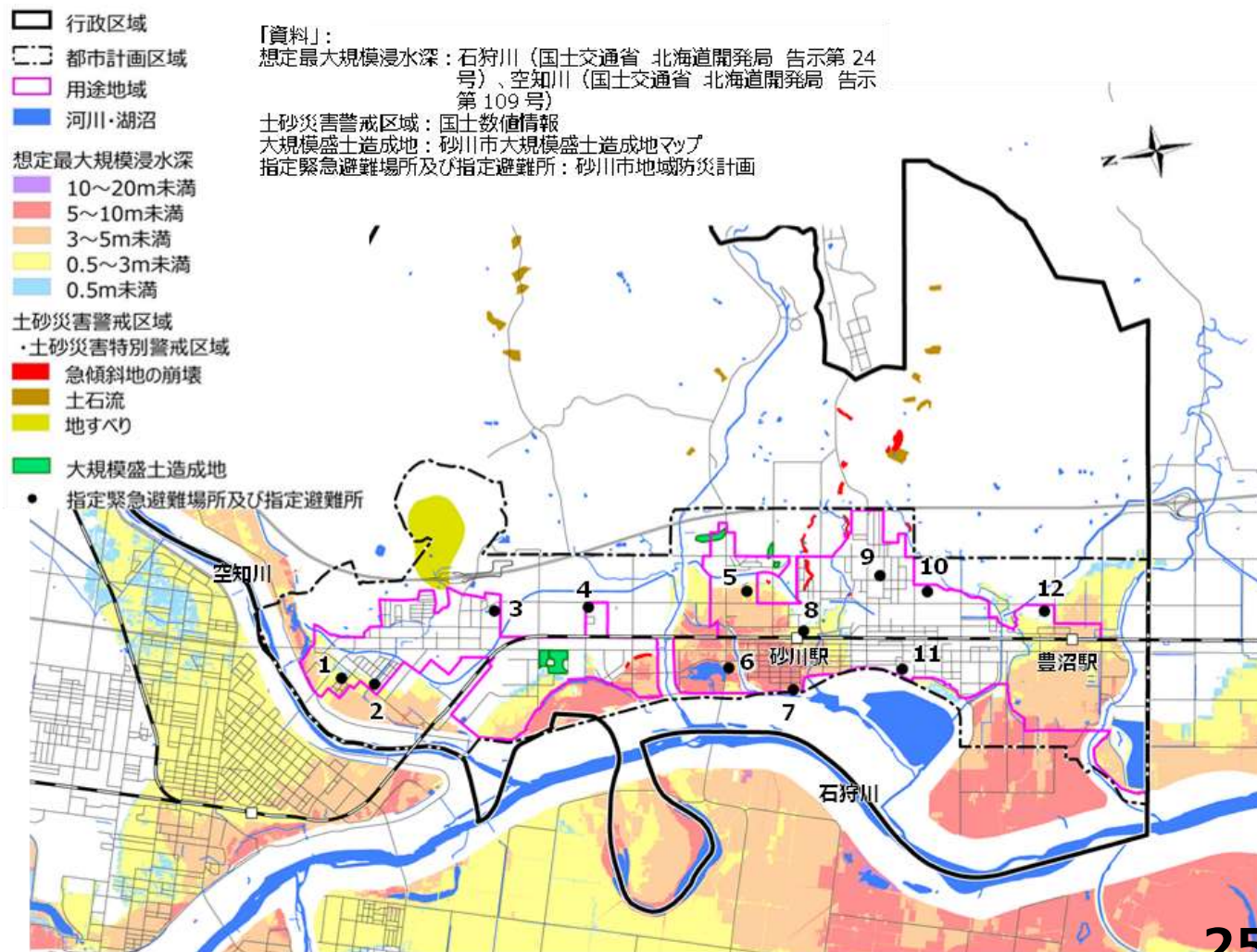
「砂川市地域防災計画」に基づき、いつ起きるかわからない災害への予防対策を国や北海道とともに講じる。

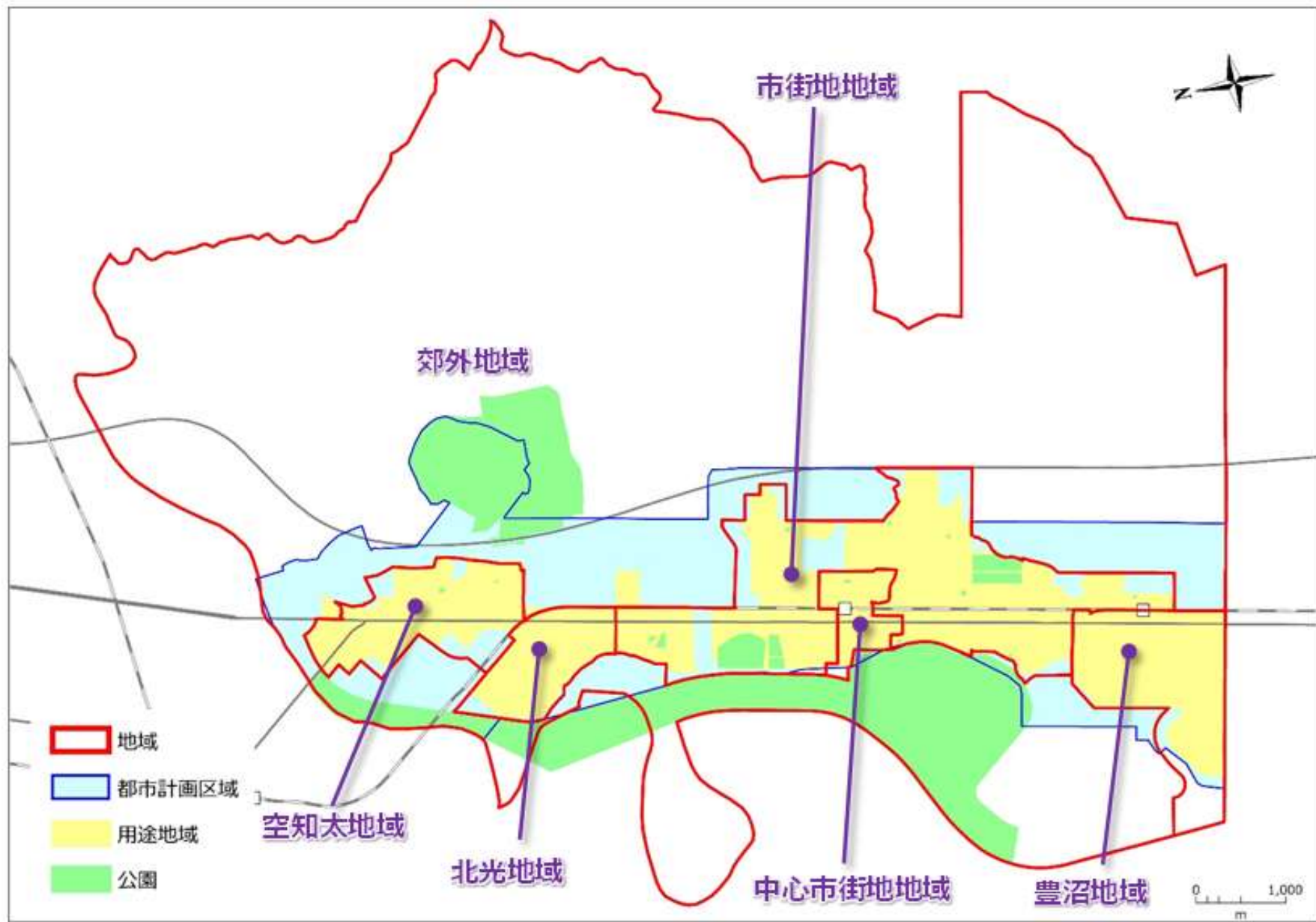
### (2) 災害に強い都市基盤の整備方針

「砂川市強靱化計画（令和3年3月策定）」と整合を図りながら、災害に強い都市づくりに向けた都市基盤等の整備に努める。

#### 砂川市強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と砂川市の社会経済システムを守る
- (2) 砂川市の強みを活かし、国・道全体の強靱化に貢献する
- (3) 持続可能なまちを構築する





## （1）地域の課題

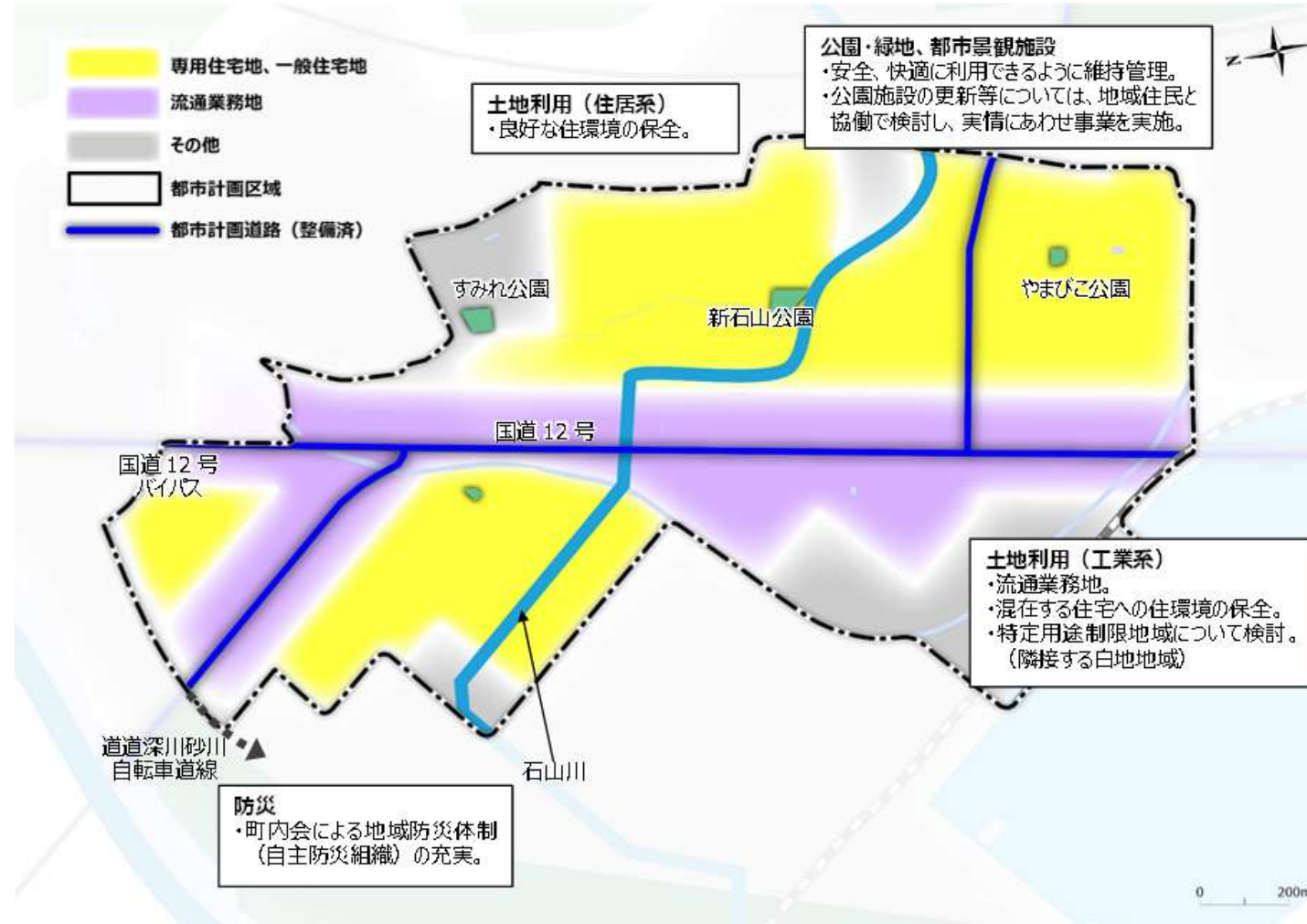
【広域交流機能を生かした地域づくり】

## （2）地域づくりの目標

将来地域像：『広域交流機能が充実した流通業務地』

目標 1：広域交通網の適切な維持

目標 2：沿道業務環境の保全





## （1）地域の課題

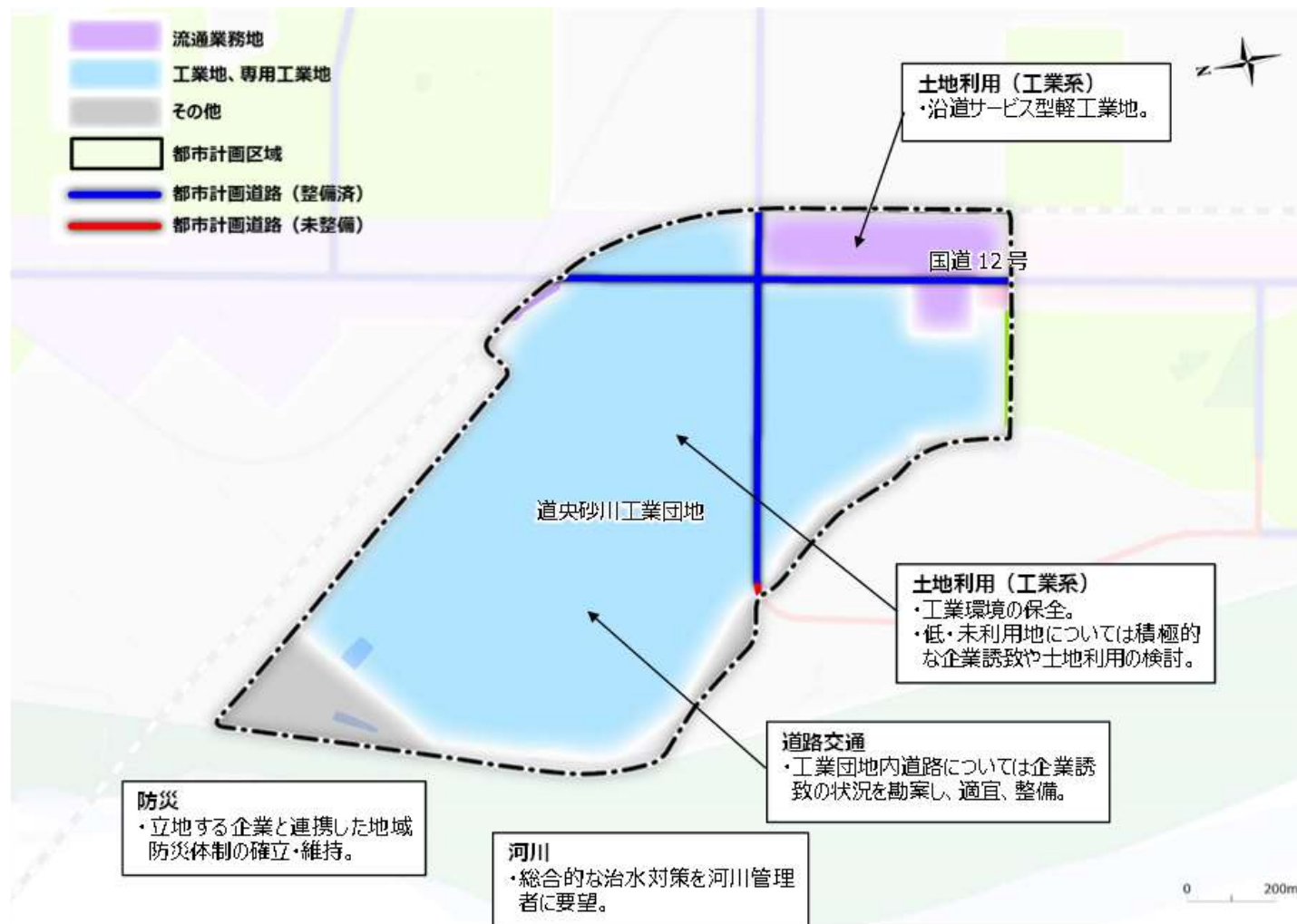
【未分譲地の解消】、【未利用地の活用方針の検討】

## （2）地域づくりの目標

将来地域像：『交通利便性を生かした工業・業務地』

目標 1：企業誘致の促進

目標 2：需要を見据えた都市基盤の整備





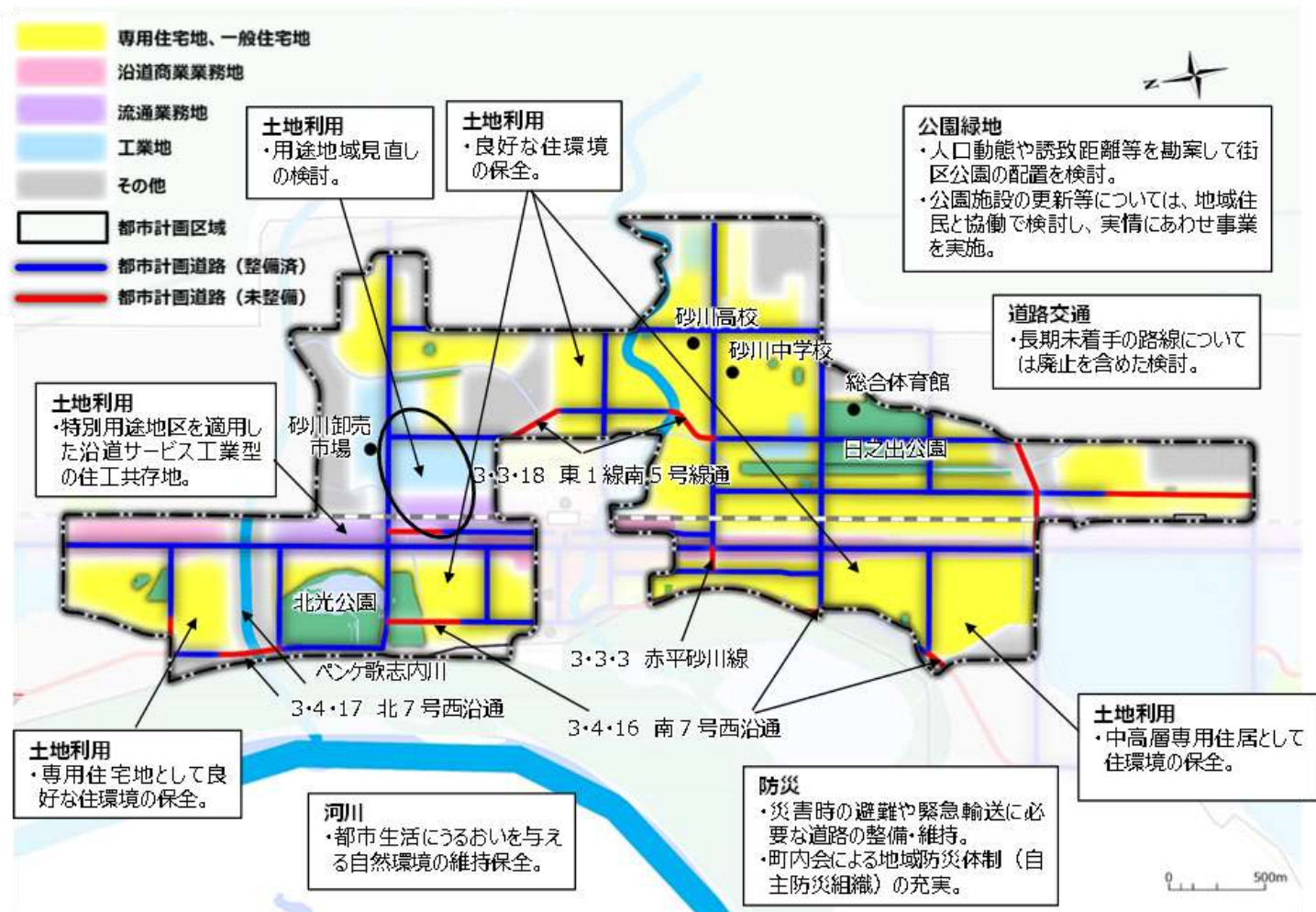
## （1）地域の課題

【良好な住環境の維持・整備】

## （2）地域づくりの目標

将来地域像：『安心して住み続けられる地域』

目標：安全に住み続けられる住環境の形成



## （1）地域の課題

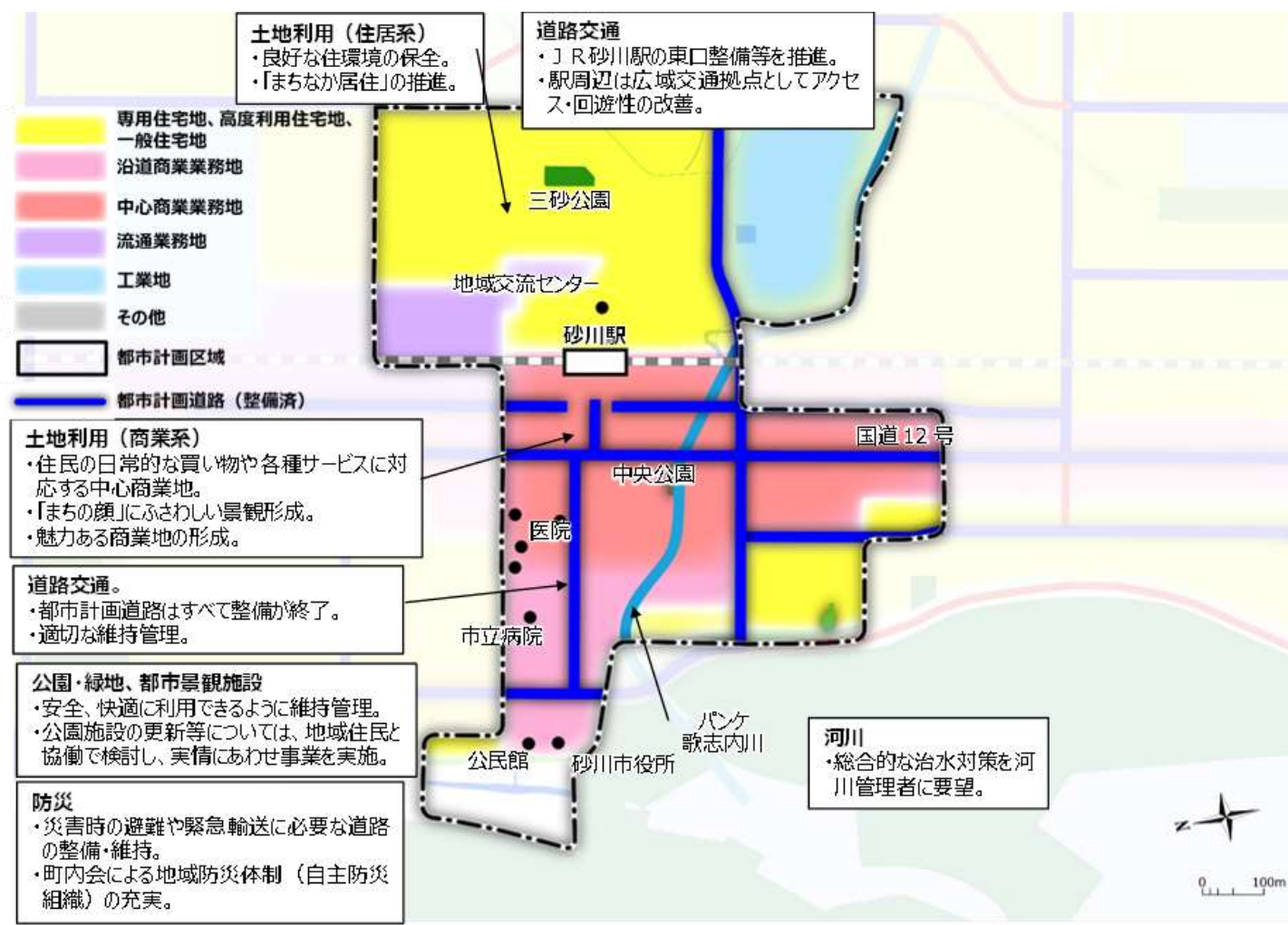
【未利用地宅地の活用】、【中心市街地としての求心性・活力の増進】

## （2）地域づくりの目標

将来地域像：『賑わいと魅力にあふれた中心市街地』

目標 1：まちなか居住とコンパクトシティへの誘導

目標 2：市街地の利便性の確保と再整備



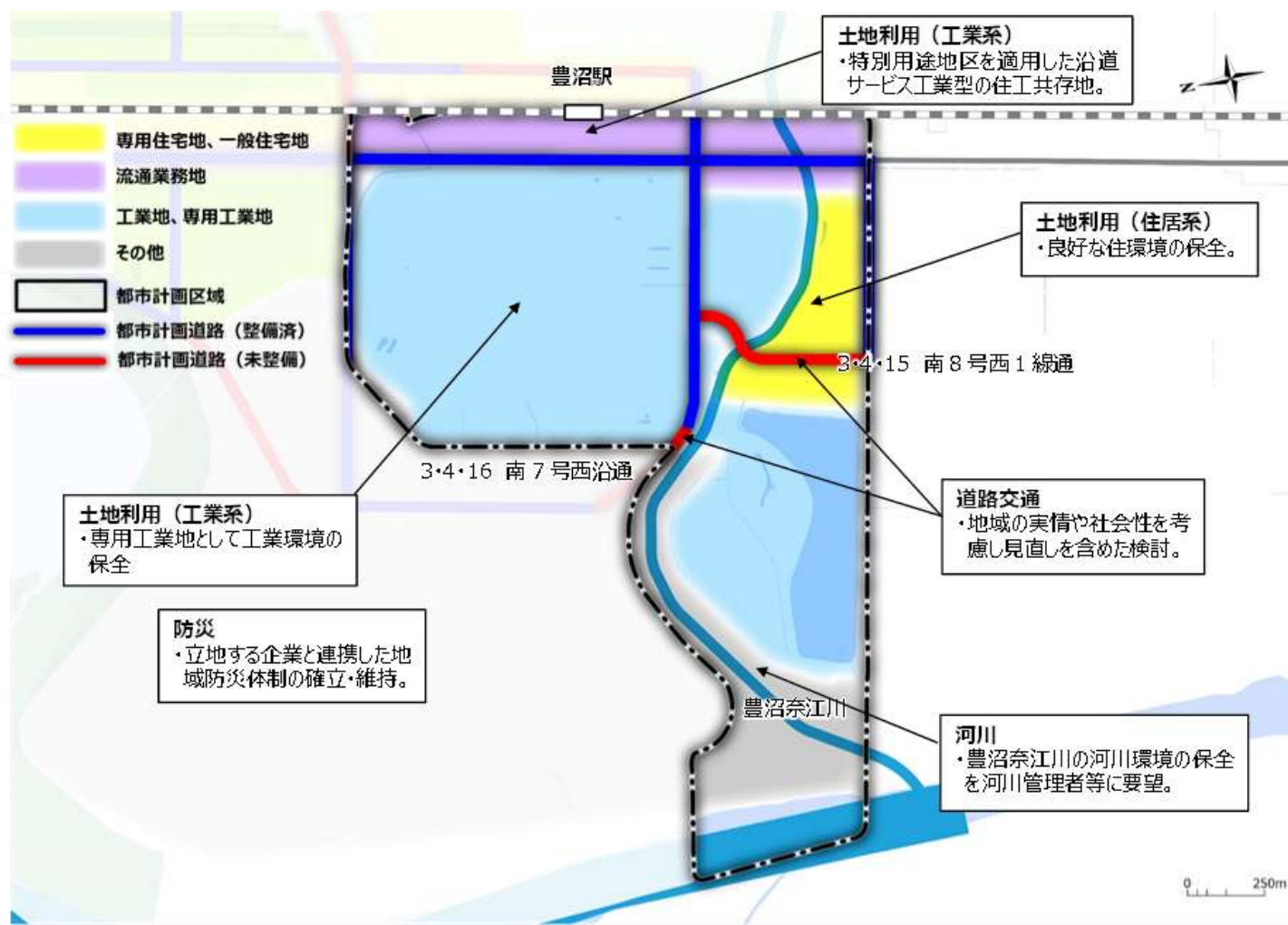
## （1）地域の課題

【既存企業の充実と新規誘致促進】、【住・工業環境の保全】

## （2）地域づくりの目標

将来地域像：『既存企業と新規企業が共存する地域』

目標：既存企業と新規企業による雇用の場の確保





## （1）地域の課題

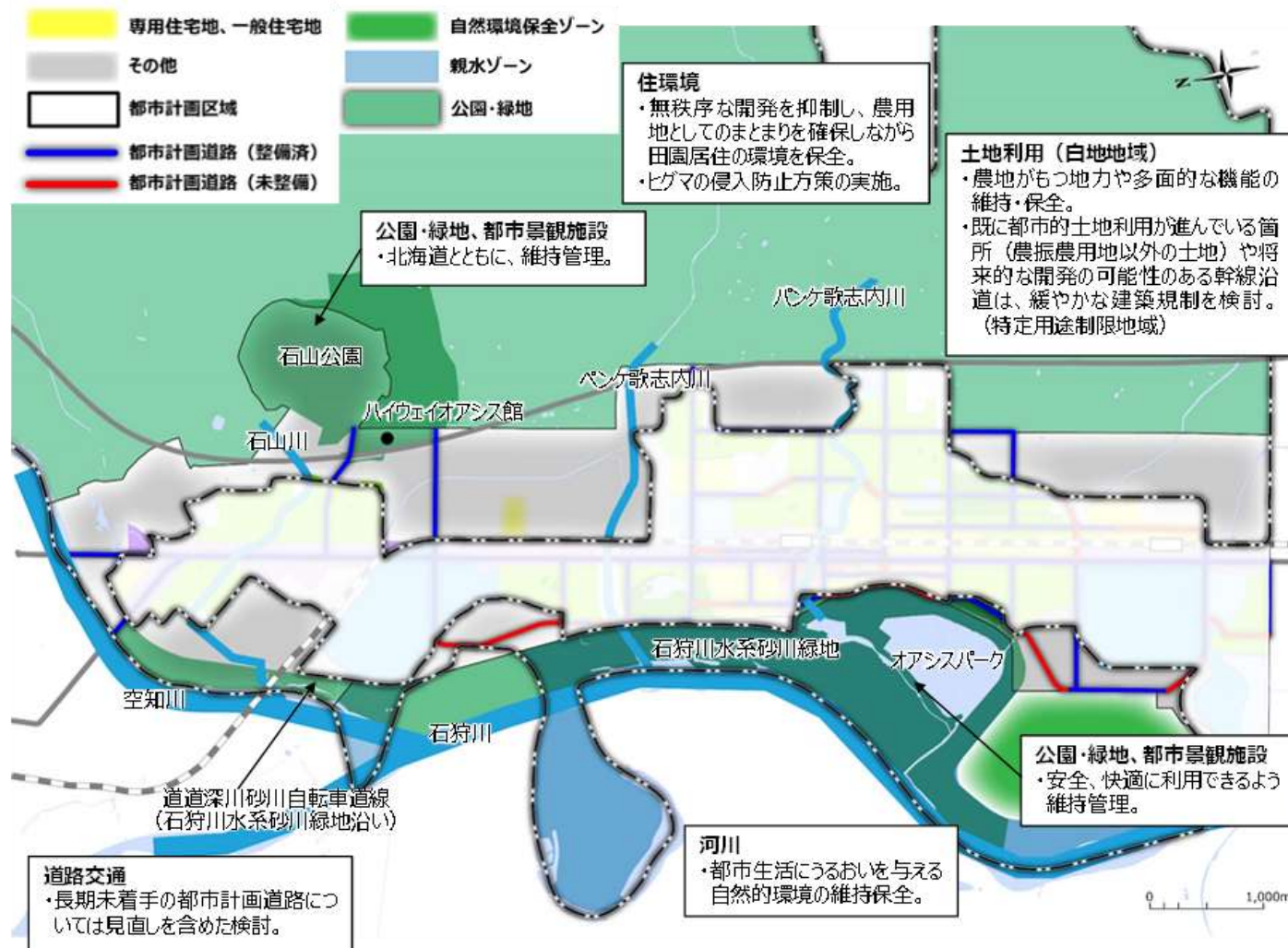
【自然・田園環境の保全と活用】、【観光施設の有効活用】

## （2）地域づくりの目標

将来地域像：『農業・自然環境・観光資源が調和した地域』

目標 1：田園環境の保全（特定用途制限地域）

目標 2：観光拠点の活用



## 5-1 都市づくりの推進

### （1）市民と協働による計画の推進

市と市民が対等な立場で互いの役割と責任を認め合うとともに、相互に補い合い継続して行動していくまちづくりを進める。

### （2）関係機関との協議

国（北海道開発局）、北海道、事業者と協議し緊密に連携を図りながら、都市づくりを進める。

### （3）庁内の関係部署との連携

さまざまな関係部署が横断的に連携して、課題解決に向けた取り組みを進める。

### （4）定期的な進行管理

定期的に砂川市第7期総合計画の施策の進捗の検証とともに、適切に進行管理を図る。

## 5-2 都市計画の見直しについて

人口減少・少子高齢化など社会状況の変化に対応し持続可能なまちづくりとしていくため、本計画策定後、都市計画の見直しを検討する。

なお、都市計画の見直しの検討は、土地利用や都市施設（交通施設、公共空地）から進める。

## 5-3 土地利用（用途地域、特定用途制限地域）の見直しについて

上位関連計画を踏まえ、4つのポイントで検討する。

